

労働者死傷病報告を遅滞なく提出していますか？

- 休業4日以上の労働災害が発生した場合、労働基準監督署に遅滞なく提出する必要があります。
- 休業4日未満の労働災害が発生した場合、1月～3月の労働災害は4月末、4月～6月の労働災害は7月末、7月～9月の労働災害は10月末、10月～12月の労働災害は翌年1月末までに監督署に提出する必要があります。
- 令和7年1月1日より、電子申請が原則義務化になりました。

【提出時の注意事項】

- 1 事業場を管轄する労働基準監督署の安全衛生課に提出してください。
- 2 **労働災害が発生した日から遅くとも1ヶ月以内に提出してください。**
- 3 工事現場で労働災害が発生した場合、工事現場所在地を管轄する労働基準監督署の安全衛生課に提出してください。
- 4 被災者が派遣労働者の場合、派遣先事業場及び派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に提出してください。
- 5 **和歌山労働基準監督署の管轄区域は和歌山市、岩出市、海南市、海草郡。**

【補足】

休業4日以上の労働災害は下記のとおり考えます。

- 1 労働災害が発生した翌日を起算日とします。
災害発生日の翌日から通常勤務する場合、休業0日になります。
- 2 仕事が休みの日も含む。
次の表のとおり、13日(木)に災害が発生し、18日(火)より通常勤務する場合、休業は4日になります。

10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
月	火	水	木	金	土	日	月	火
所定労働日					所定休日		所定労働日	
通常勤務			災害発生日	休業				通常勤務

労働者死傷病報告の報告方法

労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「帳票入力支援サービス」といいます。）をご利用ください。

①帳票入力支援サービス



②所轄労働基準監督署

(URL)<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

帳票入力支援サービスを利用するにあたっての事前準備について

- e-Govに連携して電子申請を行いますので、事前にe-Govアカウント又はGビズIDの取得をお願いします。また、Microsoftでもログインできますので、e-Govを使用できる環境かご確認ください。

または以下のアカウントでログイン